

「受動喫煙の防止等に関する条例」の概要について

1 前回（第2次）検討委員会終了後の経過

時期	内容
30. 12. 14	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書 提出 委員会（第2次）の検討結果について知事へ報告
31. 2. 15	改正条例案の県議会への上程 関連団体との意見交換やパブリックコメント等を経て条例案の一部改正議案を上程
31. 3. 14	「受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例」可決・交付 (H31. 3. 18 可決 H31. 3. 19 公布)
R1. 7. 1	条例施行① 一部適用（改正健康増進法の一部適用開始） (主なもの) 20歳未満の方と妊婦の方を受動喫煙から守ることを規定 保育所、幼稚園、小中高などの公共性の高い施設（別表1～6）への適用 喫煙環境の表示（建物内を禁煙とする施設） 罰則規定の適用 保健所設置市へ指導・助言等の事務を権限移譲
2. 4. 1	条例施行② 全面適用（改正健康増進法の全部適用開始） (主なもの) その他対象施設（別表7～35）への適用 喫煙環境の表示（建物内に喫煙区域を設ける施設）
3. 7～	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の開催（第3次） 前回の見直しから3年が経過したことから、附則(※)に基づく見直しを行うため、委員会を開催

※同条例 附則4（抜粋）

この条例の施行の日（H25. 4. 1）から5年を経過した日（H30. 4. 1）から起算して3年を経過（R3（H33）. 4. 1）するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 令和3年度の実施

これまでの取組や施設の実態調査などのフォローアップを実施

(1) スケジュール（案）

令和3年7月 第1回検討委員会

- ・ 条例施行後の受動喫煙防止対策について
- ・ 実態調査及び県民モニター調査等の報告について
- ・ 今後の見直しの方向性について

11月 第2回受動喫煙防止対策検討委員会

- ・ 報告書（案）について

3 条例の概要（主なものを抜粋。全文は資料1別紙1 参照）

(1) 目的（前文）

受動喫煙を防止するための措置等を定め、未成年者及び妊婦はじめ県民の健康で快適な生活の維持を図る。

(2) 定義（第1条）

「受動喫煙」とは、人が他人の煙（人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱させることにより煙（蒸気を含む）を発生させることをいう）によりたばこから発生した煙にさらされること。

(3) 基本理念（第2条）

ア 以下の認識を県民等が共有すること。

- ①たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであること。
- ②とりわけ20歳未満の者と妊娠中の者をたばこの煙にさらされることから保護することが重要であること。
- ③たばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあること。

イ 県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備すること。

(4) 責務等（第3条～第8条）

県民、未成年者の保護者、事業者及び施設管理者、市町、県それぞれの責務等を規定

(5) 施設管理者が講ずべき措置等（第9条～第13条）

ア 施設の態様ごとに規制内容（必要な対応）を規定

主な対象施設の区分	必要な措置
幼稚園、保育所、小・中・高校等	敷地内禁煙（敷地の周囲も喫煙を制限） ※原則、屋外喫煙場所も設置不可だが、利用形態を考慮した例外規定を設ける （精神病床を有する病院及び診療所において施設管理者が治療のために必要と認めた場合）
病院、診療所、助産所、児童福祉施設、母子・父子福祉施設等	
大学、専修学校等、薬局、介護老人保健施設等	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）
官公庁施設	
物品販売業、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、社会福祉施設など多数の利用が見込まれる施設	建物内禁煙（喫煙室設置可）

飲食店	建物内禁煙（喫煙室設置可） ※ただし、次の全ての要件を満たす飲食店 は、喫煙が可能 ・令和2年4月1日時点で存する飲食店 ・客席面積が100㎡以下 ・個人又は中小企業 ・喫煙区域には子ども及び妊婦の立入禁止 を表示
観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園 等	建物内禁煙（喫煙室設置可） 敷地(建物外)禁煙（屋外喫煙場所設置可）

イ その他規制区域外での取組

建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される場所については、規制対象外の場所であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない。

ウ 喫煙の制限

対象施設における喫煙の禁止、施設管理者に対し禁煙区域での喫煙の中止、又は禁煙区域からの退出を求めることの義務づけ

(6) 幼稚園、保育所、小・中・高、病院等は敷地の周囲の喫煙を制限（第14条）

20歳未満の者及び妊婦の利用が多い施設については、敷地の周囲を含めて規制対象とした。

(7) 20歳未満の者等の受動喫煙の防止（第19条）

20歳未満の者及び妊婦の受動喫煙を防止するため、居宅等の私的（プライベート）空間も規制対象とした。

(8) 妊婦の喫煙の禁止（第20条）

妊婦は、喫煙をしてはならないことを規定

(9) 過料（第24条～第25条）

条例の実効性担保のため、違反した施設管理者及び喫煙者への過料を規定

【参考】これまでの「受動喫煙の防止等に関する条例」の経過について

時期	内容
H16. 3	兵庫県受動喫煙防止対策指針の策定 【主な施設ごとの目標設定(目標年次：H22年度)】 官公庁：17年度までに敷地内または建物内禁煙100% 教育機関：17年度までに敷地内禁煙100% 飲食店：22年度までに敷地内禁煙、建物内禁煙又は完全分煙100% 等
17. 2. 27	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」発効
22. 4. 1	「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」施行
22. 6 ～ 23. 6	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の設置（第1次） 22年度末での指針の目標達成が困難な状況を受け、実効性のある受動喫煙防止対策を検討するため設置
23. 7. 29	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書 提出
24. 3	「受動喫煙の防止等に関する条例」可決・公布 (H24. 3. 19 可決 H24. 3. 21 公布)
24. 4. 1	喫煙室設置等に対する助成の実施（分煙設備整備事業補助） 客室面積 100 m ² 超の飲食店等の施設管理者に分煙措置を義務づけることにより、新たな設備の設置が必要となる場合があることから、改修経費の一部を助成
25. 4. 1	条例施行① 官公庁、病院、学校等の公共性が高い施設(別表1～8)について適用開始
25. 10. 1	①の施設に対する罰則規定の適用開始
26. 4. 1	条例施行② 残る別表9～37の施設について適用開始
26. 10. 1	②の施設に対する罰則規定の適用開始
28. 3. 31	喫煙室設置等に対する助成終了（27年度まで）
29. 7 ～ 30. 11	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の設置（第2次） 30年度で条例施行から5年が経過することから、附則に基づく見直しを委員会において検討（計6回）